

令和8年度移住・交流促進のためのセミナー開催業務委託に係る 企画提案募集要領

1 業務の目的・趣旨

県内市町村等と連携し、都市部住民が本県への移住に関心を持つようなセミナーを開催し、県外からの移住・交流を促進する。

本公募は、令和8年度当初予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、当初予算成立前に募集の手続きを行うものです。受託者の決定や予算の執行は、当初予算の成立が前提であり、今後、内容等が変更になることもありますので、予め御了承ください。

2 業務委託の概要

- (1) 業務名 移住・交流促進のためのセミナー開催業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで
- (3) 業務概要 別添仕様書参照

3 企画提案参加資格

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 法人格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 鹿児島県から指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定に該当しない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者
- (7) 委託業務の実施に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- (8) 都道府県税を滞納していないこと。

4 委託費の上限

8,914,190円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 委託業務に係る今後のスケジュール

令和8年	3月9日（月）	企画募集提案開始
	3月16日（月）午後5時	質問受付締切
	3月23日（月）午後5時	参加表明書の提出期限
	3月30日（月）午後5時	企画提案書等の提出期限
	4月8日（水）	企画提案プレゼンテーション

4月中旬	企画提案プレゼンテーション参加業者へ 採否の通知
4月下旬	選考業者との業務委託契約締結 選考業者との打ち合わせ、業務着手

6 応募方法

(1) 提出書類（全ての書類を電子メール（PDFファイル）で提出すること）

① 参加表明書【様式1】

② 企画提案書

ア 企画提案書提出届【様式2】

イ 企画提案書

企画書はA4版横書きとする。以下の内容を含む提案とすること。

a 企画案

- ・実施業務の概要（業務名、業務の目的、実施期間、事業費等）
- ・業務内容（仕様書に基づき実施しようとする具体的内容〔業務の目的を達成するために効果的と考えられる実施方法等〕）
- ・追加提案（今回の業務がより効果的に行われるために、仕様書に示す内容以外の実現可能な企画案があれば、当該内容の提案）

なお、原則委託費の範囲内で業務執行を行うが、追加提案の効果等を踏まえ、企画提案内容を変更し実施する場合がある。この場合、委託者と協議の上、委託者の判断において実施するものとする。

b 事業実施スケジュール

c 事業実施体制

本件事業を実施する体制、各スタッフの役割を示すこと。

d 類似業務実績

ウ 見積書

各積算項目の単価及び数量内訳を記載し、全ての費用を積算すること。

なお、提案に当たっては、上記4を上限として積算すること。

エ 会社概要

- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書（発行日後3か月以内のもの・写しも可））
- ・定款・規約
- ・会社概要
（経営理念・方針、現在の事業内容、組織体制（組織図等））

オ 決算書

（直近2期分の貸借対照表及び損益計算書（販売費及び一般管理費、製造原価報告書を含む）等）

カ 応募資格誓約書【様式3】

キ 鹿児島県に納税義務を有する者にあつては、提出日時点において直近の県税に未納がないことを証明する「県税の未納がないことの証明書」（写しも可）

③ 誓約書及び役員等名簿【様式4】

上記3(5)について、鹿児島県警本部に照会するために使用する。

なお、鹿児島県の入札参加資格者等名簿に記載されている場合は提出する必要はない。

(2) 提出の条件

- ① 企画書の提案は、1者につき1案に限る。
- ② 提出された企画書は返却しないこととし、提出後の修正は認めない。
- ③ 採用された企画書の使用権は、委託者に帰属する。
- ④ 受託者決定後は、委託者と十分に協議しながら事業内容を決定することとし、企画の一部を修正または変更する場合がある。
- ⑤ 企画書作成に関する経費は、企画提案者の負担とする。
- ⑥ 必要により、追加資料提出の要請やヒアリング等を実施することがある。
- ⑦ 企画提案書は、受託者選定作業等必要な範囲において、複製することがある。
- ⑧ 選定した提案内容については、行政機関が取得した文書について開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- ⑨ 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

7 応募書類の提出等

(1) 提出期限

上記6(1)①については、令和8年3月23日(月)午後5時までに、上記6(1)②、③については、令和8年3月30日(月)午後5時までに提出すること。

(2) 提出方法・提出先

全ての書類は、電子メール(PDFファイル)により「12 提出・問合せ先」に提出すること。提出に当たっては、メールの件名を「移住・交流促進のためのセミナー開催業務委託(事業者名)」とし、送信後、必ず「12 提出・問合せ先」へ電話により到達確認を行うこと。

なお、データ容量が大きい場合は、必要に応じてファイル受信システムのURLを送付する。

8 企画提案プレゼンテーション

企画提案プレゼンテーションについては、原則、対面で実施する。

(1) 日程・場所

日程：令和8年4月8日(水)

場所：鹿児島県庁10階会議室 10-商-1 (鹿児島市鴨池新町10-1)

※詳細な時間については追って通知する。

(2) 所要時間

- ① 企画提案の説明 20分程度

※ 企画提案書の内容に沿って説明すること。

- ② 質疑応答 10分程度 合計30分程度

(3) その他

会場にモニター・HDMI ケーブルを準備する。ただし、使用するパソコン等の端末は各自準備すること。また、ネットワーク接続に関しては、各自準備すること。

9 選考・決定（委託契約）方法

(1) 審査方法

県は、提出された企画提案書及び企画提案プレゼンテーションについて、企画提案審査委員が企画提案の内容や実施体制などを総合的に評価・審査する。

評価の得点が最も高い者を本委託業務の候補者とし、予算の範囲内で受託者を決定する。（必要に応じて、追加資料の提出やヒアリング等を依頼する場合がある。）

(2) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して書面で通知する。

※ 審査の途中経過及び審査結果についての問い合わせには一切応じられない。

10 応募に係る質問について

質問は、別添「質問書」【様式5】により、メールで受け付ける（電話による質問は受け付けない）。送信後に必ず電話確認を行うこと。

質問受付期限は令和8年3月16日（月）午後5時までとする。

質問に対する回答は、質問者に対してメールにて行い、併せて県のホームページにも掲載する。

11 その他の留意事項

当事業による成果物の権利（著作権、著作権等）は委託者に帰属するものとする。

12 提出・問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県商工労働水産部 産業人材確保・移住促進課 移住促進係 高添、田中

TEL : 099-286-3098 FAX : 099-286-5763

E-mail : iju@pref.kagoshima.lg.jp